江戸川区立共育プラザ葛西・南篠崎運営業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

１．募集の趣旨

本区では、共育・協働の理念を実践する場として、地域における世代間の交流を通じ、青少年（おおむね十八歳未満の者をいう。）の健全育成及び地域の子育て支援等を図る施設として、平成 17 年に江戸川区立共育プラザを設置しました。

設置から現在に至るまでに、子どもを取り巻く環境は変化し、多様化する子どもの生活やニーズへの対応、課題を抱える子どもへの適切な支援が求められています。これらの変化に対応する施設を運営するにあたり、豊富な専門知識と実績のある事業者を募集します。

２．業務の概要

（１）業務名

①江戸川区立共育プラザ葛西運営業務委託

②江戸川区立共育プラザ南篠崎運営業務委託

（２）業務内容

別紙「江戸川区立共育プラザ葛西運営業務委託仕様書」、「江戸川区立共育プラザ南篠崎運営業務委託仕様書」のとおり

（３）実施施設

①江戸川区立共育プラザ葛西（江戸川区宇喜田町１７５）

②江戸川区立共育プラザ南篠崎（江戸川区南篠崎町３－１２－８）

（４）事業委託期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

※事業内容を評価し、一定の評価が得られた場合は、概ね５年の範囲で各年度特命随意契約を行うことがあります。ただし、翌年度以降の特命随意契約を締結するにあたっては、江戸川区議会における、各年度における区の事業予算の成立を前提とします。

（５）予定金額

上限金額

① 江戸川区立共育プラザ葛西運営業務委託　　１８５，０４４千円（消費税非課税取引）

※内訳　　１２１，３６３千円（小中高生事業分）

６３，６８１千円（子育てひろば分）

② 江戸川区立共育プラザ南篠崎運営業務委託　　９２，５２２千円（消費税非課税取引）

※内訳　　６６，２９２千円（小中高生事業分）

２６，２３０千円（子育てひろば分）

※江戸川区公契約条例の適用に伴う労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。労働報酬下限額が上昇した際は、上限金額は変更する場合があります。告示日は１２月を予定しています。

３．応募資格等

（１）事業者の要件

以下の要件を全て満たしていること。

① 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で、子育てひろば事業または中高生支援事業に関し、3 年以上の実績を有していること。（令和 8 年 4 月 1 日現在）

②応募時点で法人格を有していること。

（２）運営に必要な経済的基盤があること

以下の要件を全て満たしていること。

①自己資金として年間事業費の「1/12」以上保有していること。
②直近の会計年度において、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
③直近 2 年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。

（3）欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。
①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
②直近 1 年間に、法人税、消費税、法人事業税及び地方消費税を滞納しているもの
③直近 3 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他労働に関する法律の規定による罰則を受けているもの
④経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等）にあるもの
⑤代表事業者及びグループ構成事業者が、以下のいずれかに該当する場合
（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、または暴力団員等が事業者の経営に事実上関与していると認められるとき
（イ）業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき
（ウ）暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき
（エ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき

（4）業務の再委託の制限

①全ての業務を一括した再委託および主要業務は再委託できないものとします。
②個別の業務の再委託には、事前に区の承認を必要とします。

（5）江戸川区公契約条例の適用

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用されます。別紙「江戸川区公契約条例の適用について」をご参照ください。

4．募集に関するスケジュール等

（1）募集スケジュール

項　目	時　期
実施要領の公表 参加表明書の受付開始	令和 8 年 11 月 5 日（木）
現地での説明会	令和 8 年 11 月 16 日（月）共育プラザ葛西 令和 8 年 11 月 17 日（火）共育プラザ南篠崎
実施要領に関する質問票の受付開始	令和 8 年 11 月 18 日（水）
実施要領に関する質問票の受付期限	令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時（必着）
質問に対する回答	令和 8 年 11 月 27 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時（必着）
応募申請書類の提出期限	令和 8 年 12 月 15 日（火）午後 5 時（必着）
第一次審査（書類審査）結果の通知	令和 8 年 12 月 25 日（金）
第二次審査（ヒアリング）	令和 9 年 1 月 13 日（水）
最終審査結果の通知	令和 9 年 1 月 22 日（金）

（２）現地での説明会

応募にあたっては、原則として現地での説明会に出席してください。出席される場合、前日17時までに電話またはメールにて申込みをしてください。説明会日時は以下のとおりです。

〈共育プラザ葛西〉

① 日時　令和8年11月16日（月） 13時00分から14時00分

② 会場　共育プラザ葛西（江戸川区宇喜田町175）

※共育プラザ葛西での説明後、臨海分室、堀江・臨海子育てひろば、なぎさ健康サポートセンター子育てひろばを見学していただきます。

〈共育プラザ南篠崎〉

① 日時　令和8年11月17日（火） 13時30分から14時30分

②会場　共育プラザ南篠崎（江戸川区南篠崎町3-12-8）

※共育プラザ南篠崎での説明後、東部健康サポートセンター子育てひろばを見学していただきます。

５．選定方法

公募型プロポーザル方式とし、区が設置する「江戸川区立共育プラザ葛西・南篠崎運営業務委託事業者選定委員会」において、以下の基準により行う審査の結果に基づき、江戸川区長が選定します。

（１）審査方法

①第一次審査（提出書類の内容審査）

②第二次審査（ヒアリング審査）

※役員・理事等経営に携わる方、館長、担当責任者の出席が望ましい。

（２）評価基準

「江戸川区立共育プラザ葛西・南篠崎運営業務委託事業者選定委員会」が以下の項目を総合的に評価します。選定委員会の総合的評価の結果、委員会の基準に達しなかった場合は、再度公募を行うこととします。なお、選考に関する評価等については、非公表とします。

①設置者に関すること

ア 法人の沿革・運営実績

イ 法人の財務状況

②運営方針に関すること

ア 職員体制について

イ 事業内容について

ウ 施設の維持管理について

エ 危機管理について

オ 個人情報保護について

カ 広報・周知について

キ 引き継ぎについて

③提案内容の実現性に関すること

④価格設定の妥当性について

６．契約の締結

選定後、企画提案内容やヒアリング等を踏まえ、実際に事業の執行に必要な内容を精査し、区と委託事業者との間で協議の上、本委託契約を締結します。また、契約の締結は江戸川区議会における、令和９年度の事業予算の成立を条件とします。

７．応募申請書類作成方法及び提出について

（１）書類作成方法

①指定様式以外は任意様式とし、A4（縦）左綴じにしてください。

②本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上としてください。（図表等は除く。）
③書類は様式ごとに両面印刷にしてください。
④書類は「提出書類一覧」の応募申請書類の区分ごとに分類し、書類間に項目名を記入したインデックスを付した台紙をはさみ、順番に綴ってください。
⑤目次及びページ番号を付けてください。
⑥穴あきバインダー等で綴ってください。
⑦応募申請書類は正本、副本を作成してください。
⑧副本については、事業者名、所在地名をすべて塗りつぶしてください。

（２）提出部数

提出書類	部数	備　　考
正本	1部	応募申請書類の原本
副本	1部	正本の写し
事業計画書	10部	選定委員による書類審査に使用するため、副本の一部を事業計画書として作成して下さい。 添付書類に応募事業者や法人名が記載されている場合、その部分の記載を塗りつぶし、応募事業者名等が特定できないようにしてください。

（３）提出期限
①質問票　　**令和8年11月20日（金）午後5時まで（必着）**
※メールでご提出ください（確認のため必ず電話でご一報ください）。
②参加表明書　　**令和8年12月 4日（金）午後5時まで（必着）**
※直接窓口またはメールでご提出ください。メールの場合は確認のため必ず電話でご一報ください。また、**応募申請書類をご提出の際に原本をご提出ください。**
③応募申請書類　**令和8年12月15日（火）午後5時まで（必着）**
※直接窓口へお持ちください。
提出期限を過ぎた書類は受理できませんので、余裕を持ってご提出ください。

８．その他

（１）事業の実施にあたっては、区の健全育成・子育て支援行政を理解し、連携・協力のうえ運営していただきます。
（２）事業内容については、区と協議の上で変更していただく場合があります。
（３）提出書類に不足がある場合には失格となることがありますので、必ず提出前にご確認ください。
（４）審査に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
（５）提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は失格もしくは決定を取り消すことがあります。
（６）提出書類は選定以外の目的で使用することはありません。
（７）本件提案について、区の関係職員へ接触することを禁止します。
（８）提出書類は返却しません。
（９）提出された書類は、江戸川区情報公開条例に基づく情報公開の対象となりますので、予めご承知おきください。
(10) 区が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部(個人情報を除く。)を公表することがあります。
(11) 本募集に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。
(12) 引き継ぎ経費については受託事業者の負担となります。

９．問い合わせ先及び書類提出先

江戸川区 文化共育部 健全育成課 共育プラザ運営係 （江戸川区役所本庁舎東棟 3階8番）
担当 福村・新川
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1
電話番号 03-5662-9023
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ 1788160@city.edogawa.tokyo.jp

提出書類一覧

【参加表明書・質問票】

提出書類	様式
参加表明書	様式 1
質問票	様式 2

【応募申請書類】 **正本 1 部、副本 1 部、事業計画書 10 部**

＜正本・副本＞

提出書類			様式
区 分	No.	項 目	
応募申請関係	1	応募申請書	様式 3
	2	誓約書	様式 4
法人関係	3	事業者の概要	様式 5-1
	4	法人の沿革・概要がわかるパンフレット等	任意の様式
	5	法人登記事項証明書（直近 3 か月以内に発行された履歴事項全部証明書）	
	6	定款等	
財務関係	7	決算報告書（年度ごと、会計区分ごとに直近 3 年分）	任意の様式
	8	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 （直近 1 年間の決算報告書に対応するもの） ①納税証明書その 3 の 3（法人税、消費税、地方消費税に未納の税額がないことの証明） ②納税証明（法人事業税）	
運営関係	9	企画提案書	様式 6
	10	経費見積書	任意の様式

＜事業計画書＞

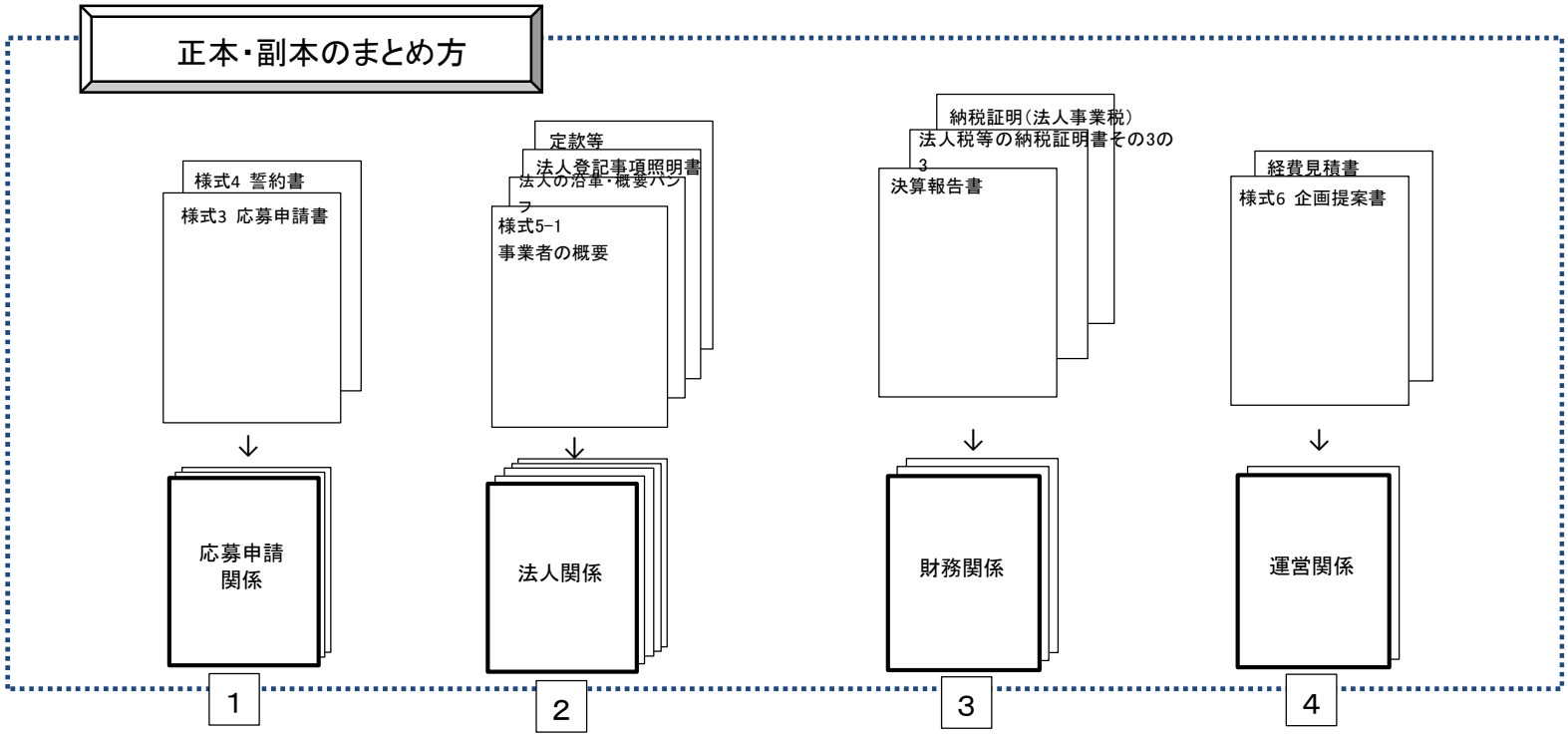
提出書類			様式
区 分	No.	項 目	
法人関係	3	事業者の概要	様式 5-2
運営関係	9	企画提案書	様式 6
	10	経費見積書	任意の様式

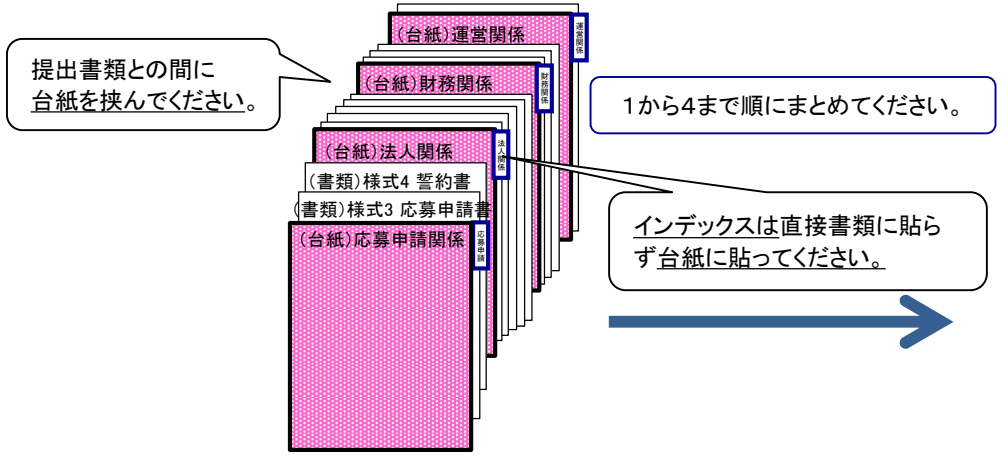
応募申請書類の綴り方

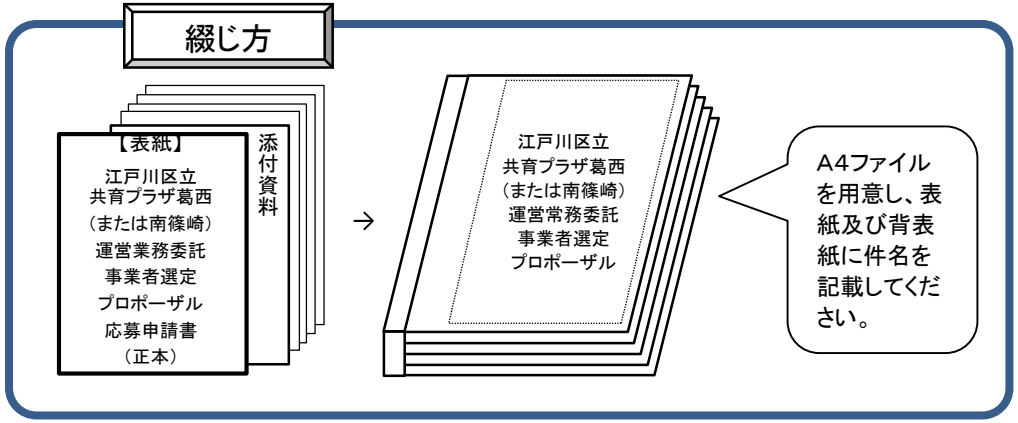
【①正本・副本】

●応募申請書類は、正本1部、副本1部作成してください。
●副本は正本の写しとします。
●様式や添付書類が複数ページにわたる場合もホッチキスで留めずに綴ってください。
●実施要領5ページ「提出書類一覧」＜正本・副本＞の記載順に綴ってください。

正本・副本のまとめ方



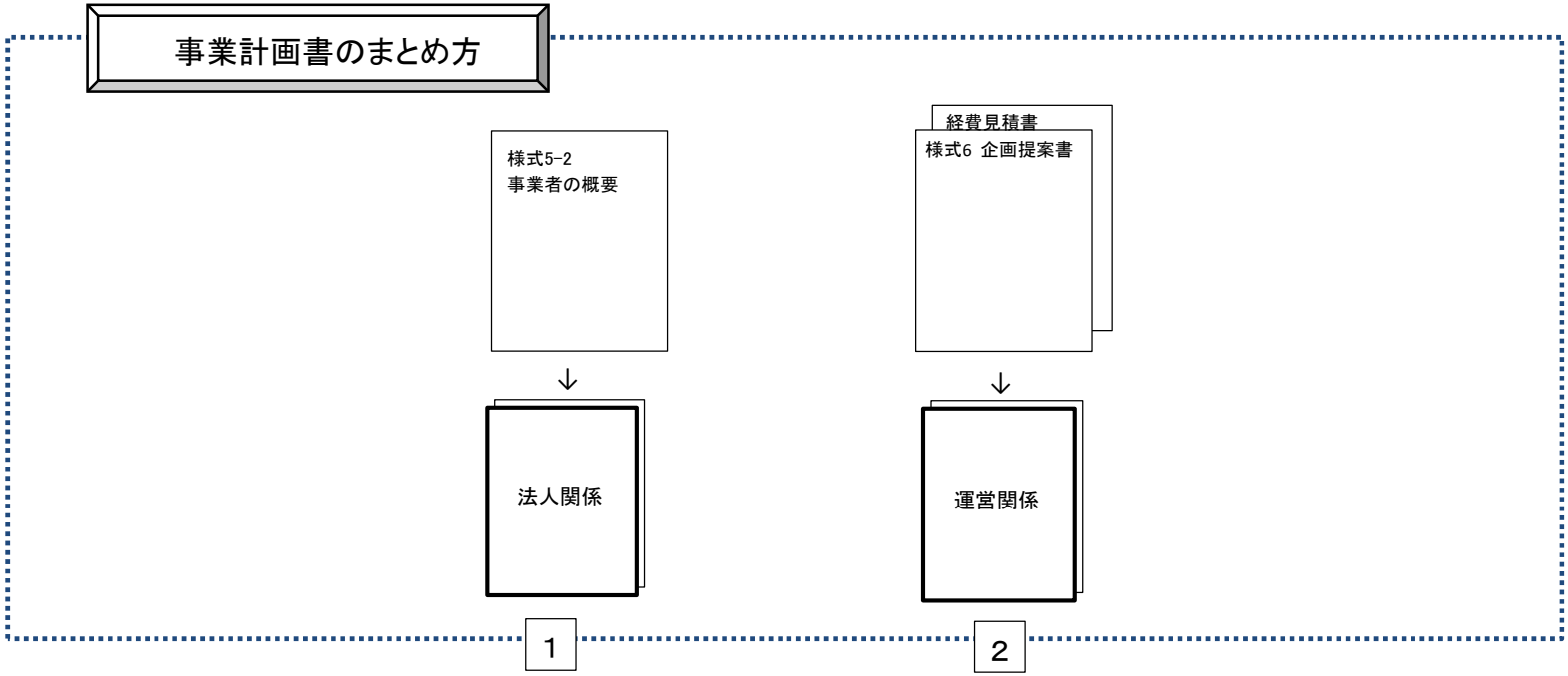


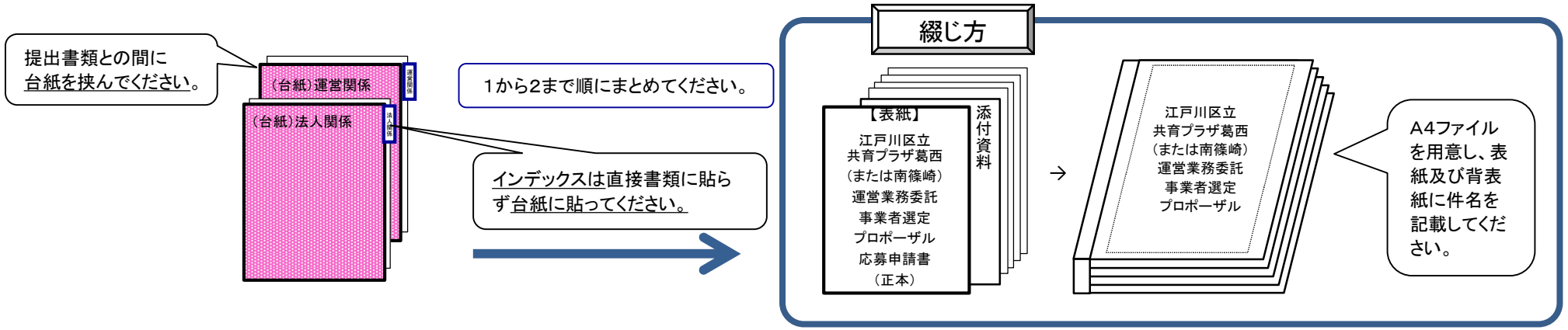


応募申請書類の綴り方

【②事業計画書】

●書類審査に使用するため、事業計画書を10部作成してください。（実施要領5ページ「提出書類一覧」<事業計画書>を参照）
●実施要領5ページ「提出書類一覧」<事業計画書>の順に綴ってください。
●様式や添付書類が複数ページにわたる場合もホッチキスで留めずに綴ってください。
●書類に応募事業者名や法人名が記載されている場合、その部分を塗りつぶし、応募事業者名等が特定できないようにしてください。





別紙

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】
トップページ（事業者向け情報） ＞ しごと・産業 ＞ 入札・契約情報 ＞ 公契約条例関連情報 ＞ 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/

（関連資料）
- 公契約条例制度説明会資料（令和３年９月２４日）
- 令和８年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- 江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）
総務部契約課契約係
℡ 03（5662）1005